



様式第4号（第6条関係）

令和5年6月26日

富士見市議會議長 田中 栄志 様

会派名・代表者

又は無会派議員名 伊勢田 幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 令和5年6月21日（水）午後2時30分から午後5時まで

2 参加者名 伊勢田幸正

3 場所（行政視察地・研修場所）
さいたま地方裁判所川越支部 第1号法廷

4 調査・研修概要

「富士見橋通り線」の整備にかかる、令和5年（わ）137号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の裁判を傍聴。

当職が裁判所に到着したのは、6月定例議会が終了した後、14時45分ごろで検察官による証拠の提出が行われているときであった。

冒頭からの傍聴をお願いした方によると、被告側は公訴事実を認めたとのことであった。

裁判の中で、富士見橋通り線の、調査設計段階で、廃棄物の処理の検討があり、土砂の全量を処分場等に搬出するA案、現地で分別処理するB案が示され、全量搬出の必要性が早くから指摘されていたこと。この場合のB案は厳密な処理が前提となるもので、今回行われたものとは違うこと。本来であれば「自走式分別機」等での対応が必要であったが、現地の状況の問題で機械の搬入ができなかつたことなどが述べられた。

第二工区の工事を受注した時点では、第一工区で出た産廃の混入した土砂（以下、土砂）の処理方法は決まっておらず、第二工区の現場に仮置きされていた。土砂の全量搬出の必要性を報告・提案したものの、トラック1台あたり60万円ほど、全体で数億円することもあり、市に受理されなかつたこと。事業者側から土砂の仮置き場を市に求めたが、それがなかつたこと。全量搬出ができないことから、土砂がそのままでは作業も進まないことと工期までに終わらせるために現地で活用することで処理する流れになつた経緯などが述べられた。その際、社員がコンプライアンス面への懸念から、現地での活用について「指示書をくれ」と市に対して求め、しばらく時間がたつてから交付されたなどの経緯が述べられた。

検察よりS社に罰金300万円、S社員に懲役2年6か月、罰金50万円が求刑され、弁護側は「再犯の可能性がなく、また市も全量搬出の予算を確保しておらず、受注者の立場から強く言えなかつた（要約）」等、情状酌量求め、S社については、罰金の減額、また社員については罰金または執行猶予を求め、17時前に結審した。

判決言い渡しは7月10日（月）16時半からとなつた。

5 感想及びまとめ

「このような事件にならないようにするには、どうすればよかつたか」との質問に対して、「強く拒否すべきであったが、多くの仕事を受注している市に対して言えなかつた。（要約）」ということが被告側から述べられていた。今後、コンプライアンス面で問題が生じている場合、部署横断的に相談等が受注者側からできるような窓口の設置も一行の余地があると考える。

受注者側からの理由のない契約辞退・解除は指名停止などのペナルティが伴うが、受注者側が当初想定ていなかつた廃棄物の混入があつた場合等、当初と大きく状況が変わる場合に受注者側から市に対して契約解除等を申し出ても、不利な取り扱いを受けないような仕組みづくりも一考の余地があると感じた。

なお、現時点では裁判記録の閲覧ができないため、法廷でのやり取りを聞いた限りであること、また法廷は当然、録音等が禁じられており、当職とまた一緒に傍聴をお願いした方のメモ等により本報告書は作成していることにご留意いただきたい。

富士見橋通り線の工事の契約・予算に賛成票を投じた議員の責任として、今後も本事案は注視をしてまいりたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派又は無会派議員にて保管